

令和3年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔Ⅱ〕

議案番号	議 題	
第5号議案	令和3年度春日井市一般会計予算……………	1
第6号議案	令和3年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算…	13
第7号議案	令和3年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算……………	15
第8号議案	令和3年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	19
第9号議案	令和3年度春日井市介護保険事業特別会計予算……………	22
第10号議案	令和3年度春日井市民家防音事業特別会計予算……………	26
第11号議案	令和3年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業 特別会計予算……………	28
第12号議案	令和3年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算……………	31
第13号議案	令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計予算……………	33
第14号議案	令和3年度春日井市水道事業会計予算……………	38
第15号議案	令和3年度春日井市公共下水道事業会計予算……………	42

第5号議案

令和3年度春日井市一般会計予算

令和3年度春日井市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		48,820,000
	1 市 民 税	20,744,000
	2 固 定 資 産 税	20,011,000
	3 軽 自 動 車 税	608,000
	4 市 た ば こ 税	1,635,000
	5 事 業 所 税	1,786,000
	6 都 市 計 画 税	4,036,000
2 地 方 譲 与 税		728,900
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	180,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	512,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	30,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	6,900
3 利 子 割 交 付 金		35,000
	1 利 子 割 交 付 金	35,000
4 配 当 割 交 付 金		256,000
	1 配 当 割 交 付 金	256,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		185,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	185,000

款	項	金額
6 法人事業税交付金		254,000
	1 法人事業税交付金	254,000
7 地方消費税交付金		6,525,000
	1 地方消費税交付金	6,525,000
8 ゴルフ場利用税交付金		38,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	38,000
9 環境性能割交付金		152,000
	1 環境性能割交付金	152,000
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		145,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	145,000
11 地方特例交付金		1,349,000
	1 地方特例交付金	439,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	910,000
12 地方交付税		1,820,000
	1 地方交付税	1,820,000
13 交通安全対策特別交付金		55,000
	1 交通安全対策特別交付金	55,000
14 分担金及び負担金		905,186
	1 負担金	905,186
15 使用料及び手数料		1,466,482

款	項	金額
	1 使用料	718,732
	2 手数料	747,750
16 国庫支出金		17,853,490
	1 国庫負担金	14,667,338
	2 国庫補助金	3,126,854
	3 国庫委託金	59,298
17 県支出金		7,510,514
	1 県負担金	4,872,703
	2 県補助金	2,014,896
	3 県委託金	622,915
18 財産収入		261,377
	1 財産運用収入	142,427
	2 財産売却収入	118,950
19 寄附金		303,000
	1 寄附金	303,000
20 繰入金		3,944,994
	1 繰入金	3,944,994
21 繰越金		1
	1 繰越金	1
22 諸収入		3,549,656

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	33,001
	2 市預金利息	212
	3 貸付金元利収入	879,942
	4 受託事業収入	4,048
	5 雑入	2,632,453
23 市債		13,242,400
	1 市債	13,242,400
歳入合計		109,400,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		469,809
	1 議 会 費	469,809
2 総 務 費		12,283,567
	1 総 務 管 理 費	10,440,377
	2 徴 税 費	942,812
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	678,400
	4 選 挙 費	125,705
	5 統 計 調 査 費	31,019
	6 監 査 委 員 費	65,254
3 民 生 費		46,938,111
	1 社 会 福 祉 費	24,331,297
	2 児 童 福 祉 費	17,223,062
	3 生 活 保 護 費	5,380,752
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		12,039,961
	1 保 健 衛 生 費	6,725,931
	2 環 境 対 策 費	309,615
	3 清 掃 費	4,986,933
	4 上 水 道 費	17,482

款	項	金額
5 労働費		145,522
	1 労働費	145,522
6 農林水産業費		283,114
	1 農業費	253,057
	2 林業費	30,057
7 商工費		2,285,065
	1 商工費	2,285,065
8 土木費		12,378,779
	1 土木管理費	902,042
	2 道路橋りょう費	1,690,010
	3 河川費	1,350,626
	4 都市計画費	7,561,861
	5 住宅費	874,240
9 消防費		2,645,647
	1 消防費	2,645,647
10 教育費		11,369,672
	1 教育総務費	1,295,940
	2 小学校費	2,423,378
	3 中学校費	1,261,086
	4 社会教育費	3,628,263

款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	2,761,005
11 公 債 費		8,460,753
	1 公 債 費	8,460,753
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		109,400,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
土 木 費	道 路 橋 り よ う 費	善 光 寺 橋 歩 道 橋 設 置 工 事	115,000	3	35,000
				4	80,000
	都 市 計 画 費	J R 高 蔵 寺 駅 南 口 駅 前 広 場 整 備	490,200	3	317,200
				4	173,000
	住 宅 費	市 営 下 原 住 宅 第 2 期 整 備	2,830,800	3	612,500
				4	2,218,300
教 育 費	社 会 教 育 費	朝 宮 公 園 第 2 期 整 備	1,869,000	3	775,000
				4	1,094,000

第 3 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
商 工 費	商 工 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 設 備 投 資 特 別 促 進 事 業	120,000

第 4 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
災 害 時 受 援 計 画 策 定 業 務	令和4年度	3,500
令和4年度市民税・県民税 当初賦課業務	令和4年度	4,100
令和4年度市民税・県民税 普通徴収納税通知書 作成等業務	令和4年度	5,200
令和4年度市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 作成等業務	令和4年度	6,200
令和4年度軽自動車税 (種別割)当初納税通知書 作成等業務	令和4年度	2,000
固定資産土地評価支援業務	令和4年度 ～ 令和5年度	18,500
令和4年度市税 督促状等印刷業務	令和4年度	1,600
総合保健医療センター 外8施設LED照明器具借上	令和4年度 ～ 令和13年度	96,000
令和4年度がん検診等 受診券作成等業務	令和4年度	10,000
観光・にぎわい創出 基本計画策定業務	令和4年度	9,000
かすがいシティバス事業	令和4年度 ～ 令和8年度	925,650

事 項	期 間	限 度 額
小野小学校南校舎借上	令和4年度 ～ 令和8年度	268,700
小中学校体育館 LED照明器具借上	令和4年度 ～ 令和13年度	188,600
外国語指導助手派遣業務	令和4年度 ～ 令和5年度	136,000

第 5 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	1,145,200	普通貸借は 又証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	土地開発公社経営健全化事業	775,100			
民生債	社会福祉施設整備事業	88,200			
	児童福祉施設整備事業	277,900			
衛生債	保健衛生施設整備事業	20,800			
	清掃施設整備事業	685,700			
農林債	農業施設等整備事業	16,700			
土木債	道路橋りょう整備事業	871,800			
	河川整備事業	933,300			
	都市計画事業	1,747,300			
	住宅施設整備事業	376,700			
消防債	消防施設整備事業	203,700			
教育債	義務教育施設整備事業	868,900			
	社会教育施設整備事業	1,181,100			
	学校給食施設整備事業	50,000			
臨時財政対策債	臨時財政対策	4,000,000			

第6号議案

令和3年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度春日井市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,067千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		24
	1 基 金 預 金 利 子	24
2 繰 入 金		81,043
	1 繰 入 金	81,043
歳 入 合 計		81,067

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		81,067
	1 公 債 費	81,067
歳 出 合 計		81,067

第7号議案

令和3年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度春日井市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,485,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		5,280,311
	1 国民健康保険税	5,280,311
2 県 支 出 金		16,698,035
	1 県 補 助 金	16,698,035
3 繰 入 金		2,436,399
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,287,937
	2 基 金 繰 入 金	148,462
4 財 産 収 入		144
	1 財 産 運 用 収 入	144
5 諸 収 入		70,175
	1 延滞金、加算金及び過料	29,250
	2 雑 入	40,925
歳 入 合 計		24,485,064

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		77,894
	1 総務管理費	77,894
2 保険給付費		16,508,100
	1 療養諸費	16,508,100
3 国民健康保険事業費納付金		7,615,243
	1 医療給付費分	5,066,626
	2 後期高齢者支援金等分	1,826,502
	3 介護納付金分	722,115
4 保健事業費		243,683
	1 保健事業費	55,136
	2 特定健康診査等事業費	188,547
5 基金積立金		144
	1 基金積立金	144
6 諸支出金		40,000
	1 償還金及び還付加算金	40,000
歳出合計		24,485,064

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 4 年度国民健康保険税 納税通知書作成等業務	令和 4 年度	5,000

第8号議案

令和3年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,630,397千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4,663,583
	1 後期高齢者医療保険料	4,663,583
2 繰 入 金		825,668
	1 一般会計繰入金	825,668
3 諸 収 入		141,146
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,200
	3 受託事業収入	132,944
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		5,630,397

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		189,015
	1 総務管理費	177,338
	2 徴収費	11,677
2 後期高齢者医療金 後 広 域 高 連 合 納 付 療 金		5,433,182
	1 後期高齢者医療金 後 広 域 高 連 合 納 付 療 金	5,433,182
3 諸支出金		8,200
	1 償還金及び還付加算金	8,200
歳出合計		5,630,397

第9号議案

令和3年度春日井市介護保険事業特別会計予算

令和3年度春日井市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,638,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		5,382,655
	1 介 護 保 険 料	5,382,655
2 使 用 料 及 び 手 数 料		594
	1 手 数 料	594
3 国 庫 支 出 金		4,924,985
	1 国 庫 負 担 金	4,144,958
	2 国 庫 補 助 金	780,027
4 支 払 基 金 交 付 金		6,192,381
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,192,381
5 県 支 出 金		3,284,932
	1 県 負 担 金	3,122,692
	2 県 補 助 金	162,240
6 繰 入 金		3,849,977
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,457,059
	2 基 金 繰 入 金	392,918
7 財 産 収 入		57
	1 財 産 運 用 収 入	57

款	項	金 額
8 諸 收 入		3,096
	1 雜 入	3,096
歲 入 合 計		23,638,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		225,728
	1 総務管理費	23,386
	2 徴収費	10,500
	3 要介護認定費	191,842
2 保険給付費		22,364,102
	1 保険給付費	22,364,102
3 基金積立金		57
	1 基金積立金	57
4 地域支援事業費		1,038,790
	1 包括的支援等事業費	464,862
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	573,928
5 諸支出金		10,000
	1 償還金	10,000
歳出合計		23,638,677

第10号議案

令和3年度春日井市民家防音事業特別会計予算

令和3年度春日井市の民家防音事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,440千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		8,908
	1 県 補 助 金	8,908
2 繰 入 金		17,532
	1 繰 入 金	17,532
歳 入 合 計		26,440

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		26,440
	1 民 家 防 音 事 業 費	26,440
歳 出 合 計		26,440

第 11 号議案

令和 3 年度春日井市春日井インター北企業用地整備事業特別会計予算

令和 3 年度春日井市の春日井インター北企業用地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,149 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,549
	1 繰 入 金	5,549
2 市 債		30,600
	1 市 債	30,600
歳 入 合 計		36,149

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		738
	1 総 務 管 理 費	738
2 事 業 費		35,107
	1 事 業 費	35,107
3 公 債 費		304
	1 公 債 費	304
歳 出 合 計		36,149

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
春 日 井 イ ン タ ー 北 企 業 用 地 整 備 事 業	30,600	普通貸借は 又 証 券 発 行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第 12 号議案

令和 3 年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

令和 3 年度春日井市の潮見坂平和公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,235千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

春日井市長 伊 藤 太

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		73,072
	1 使 用 料	65,928
	2 手 数 料	7,144
2 諸 収 入		686
	1 基 金 預 金 利 子	126
	2 雑 入	560
3 繰 入 金		69,477
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,450
	2 基 金 繰 入 金	59,027
歳 入 合 計		143,235

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		101,935
	1 総 務 管 理 費	101,935
2 墓 園 事 業 費		41,300
	1 墓 地 築 造 事 業 費	41,300
歳 出 合 計		143,235

第13号議案

令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	
一	般	病	床
			552床
		感	染
		症	病
		床	6床
(2) 年	間	患	者
		入	院
		患	者
		数	171,550人
		外	来
		患	者
		数	331,540人
(3) 一	日	平	均
		患	者
		数	
		入	院
		患	者
		数	470人
		外	来
		患	者
		数	1,370人
(4) 主	要	な	建
		設	改
		良	事
		業	
		施	設
		整	備
		費	2,282,225千円
		資	産
		整	備
		費	2,433,269千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	18,003,557千円
第1項 医業収益	17,203,107千円
第2項 医業外収益	800,447千円
第3項 特別利益	3千円

支 出

第1款 病院事業費用	18,585,735千円
第1項 医業費用	17,661,296千円
第2項 医業外費用	924,436千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,111,555千円は、過年度分損益勘定留保資金3,101,034千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,521千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,493,889千円
第1項 企業債	2,282,200千円
第2項 出資金	211,688千円
第3項 その他資本的収入	1千円

支 出

第1款 資本的支出	5,605,444千円
第1項 建設改良費	4,715,494千円
第2項 償還金	846,749千円
第3項 投資	43,201千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期電子カルテシステム構築	令和4年度	154,000
市民病院手術室等拡張工事に係る初度調弁	令和4年度	33,221

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市民病院手術室等拡張工事	2,282,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,346,744千円

(2) 交際費 220千円

(他会計からの補助金)

第10条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、454,355千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,332,900千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	血管撮影装置	二 式
器 械 備 品	手術室映像システム	一 式
器 械 備 品	コンピュータ断層撮影装置	一 式
器 械 備 品	中央手術部・集中治療部モニタリングシステム	一 式
器 械 備 品	无影灯他一式	一 式
器 械 備 品	超音波画像診断装置	二 式
器 械 備 品	X線透視診断装置	一 式
器 械 備 品	手術内視鏡システム	一 式
器 械 備 品	手術台	一 式
器 械 備 品	電子内視鏡システム	一 式
器 械 備 品	リハビリテーション支援ロボット	一 式
器 械 備 品	患者監視装置	一 式

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

第14号議案

令和3年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	310,970人
(2) 給 水 栓 数	132,310栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,931,000m ³
(4) 一 日 平 均 配 水 量	98,441m ³
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管路耐震化整備	881,133千円
(仮称) 東山ポンプ場整備	46,286千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,084,393千円
第1項 営業収益	5,124,793千円
第2項 営業外収益	959,598千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,802,958千円
第1項 営業費用	5,677,713千円

第2項 営業外費用	115,895千円
第3項 特別損失	3,850千円
第4項 予備費	5,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,685,739千円は、過年度分損益勘定留保資金1,018,125千円、建設改良積立金550,351千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,263千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	316,223千円
第1項 負担金	9,222千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	306,999千円
第4項 分担金	1千円

支出

第1款 資本的支出	2,001,962千円
第1項 建設改良費	1,661,458千円
第2項 企業債償還金	340,504千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
上水道施設LED照明器具借上	令和4年度から 令和13年度まで	28,090

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 356,395千円

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,600千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、51,303千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
備 品	上下水道情報システム機器	一 式
器 具	誘導結合プラズマ質量分析計	一 式

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太

第15号議案

令和3年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	74,500戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	27,513,000m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	75,378m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
熊野桜佐地区雨水管渠等整備事業	2,400,800千円
上条地区管渠整備事業	913,966千円
管渠施設改築事業	482,610千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	7,017,269千円
第1項 営業収益	4,107,147千円
第2項 営業外収益	2,910,121千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 下水道事業費用	6,743,576千円
第1項 営業費用	6,111,374千円
第2項 営業外費用	609,102千円
第3項 特別損失	1,100千円
第4項 予備費	22,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,406,978千円は、当年度分損益勘定留保資金2,065,063千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額196,303千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145,612千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	6,315,315千円
第1項 企業債	4,029,300千円
第2項 出資金	1,100,814千円
第3項 補助金	1,149,550千円
第4項 負担金	35,651千円

支 出

第1款 資本的支出	8,722,293千円
第1項 建設改良費	4,547,658千円
第2項 企業債償還金	4,174,635千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	高蔵寺浄化 センター水処理 設備改築事業	420,000	3	211,000
				4	209,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公共下水道施設 LED照明器具借上	令和4年度から 令和13年度まで	73,600

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の 目的	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
公共 下水道 事業	4,029,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資 金について、利率の見 直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融 機関の資金について は、その融資条件に よる。 ただし、財政の都 合により据置期限及 び償還期限を短縮若 しくは繰上償還又は 低利に借り換えるこ とができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 475,477千円

(他会計からの補助金)

第11条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、473,278千円である。

令和3年2月19日提出

春日井市長 伊 藤 太